1370	時刻的応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成28年10月3日
1371	時刻的応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部　俊則	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成28年10月3日

○国土交通省告示第千百四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月三十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－581号	表面仕上材（一次甲板床張り材） ハイテックス　Ｄ－８ＤＬ　騒音防止システムⅡ	株式会社神戸タフ　興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目1番20号

○国土交通省告示第千百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月三十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－48号	ハイテックス　Ｐ　Ｄ－８ＤＬ　騒音防止システムⅡ 居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝47ｄＢ）	株式会社神戸タフ　興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目1番20号

○東北地方整備局告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十五号

二　占用を制限する区域　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一番七から同町吉里吉里第一四地割二七番地まで

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月二十日

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松阪市小津町字八準歸五二一番地から同市八太町字クリ穴五八番一まで	前	一二・二〇～一六・〇〇メートル	二九・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一二・二〇～一六・〇〇メートル B　一二・二〇～一六・〇〇メートル	A　一一・九五〇キロメートル B　二九・〇〇～一八四・〇〇　一一・九五〇～一三・六五八 一八四・〇〇～一三・六五八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
三十四号	小城市牛津町勝字前満江一二五七番四から同市牛津町勝字前満江一二五二番二まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所	

供用開始の期日　平成二十八年十月十三日

○九州地方整備局告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	小城市牛津町勝字前満江一二五七番四から同市牛津町勝字前満江一二五二番二まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月十四日